

2020年4月8日

お取引先様 各位

朝日衛生材料株式会社

改正特措法（新型コロナ特措法）に基づく緊急事態宣言発令後の弊社対応について

新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言が発令されました。弊社としては、この宣言に全面的に協力し社会的役割を果たす為、以下のとおり対応させていただきます。

1.営業活動について

弊社は、主に医療機関向けに医療材料等の卸売、及びガーゼ・脱脂綿等各種衛生材料の製造業者であることから、従来と変わらず営業活動を継続します。

2.事務体制について

弊社では、当面、交代勤務の体制を取ります。受注業務の遅れ等の影響が予想され、納期遅れが考えられます。

3.物流について

商品の入出荷については万全の態勢で臨みます。人の移動が制限された場合、物流に甚大な影響を及ぼす事が予想されます。商品の入出荷の遅れ等により、納期遅れが考えられます。

4.感染予防について

弊社では、営業時間中、感染予防の観点から全社員を対象に、サージカルマスク装着・うがい手洗いの励行・帰社後のアルコールによる手指消毒を徹底致します。

5.政府等の必要物資要請について

弊社が扱う商品が、患者の急増等に対応する目的で政府及び地方自治体から必要物資として売り渡し要請があった場合、法律に基づき弊社は速やかに対応いたします。その場合、取引先への納品の取り消しや納期遅れ等が考えられます。

6.納品について

双方の感染防止の為、できるだけ商品軒先渡しのお願いと、新型コロナウイルス患者の受け入れ病棟への立ち入りは緊急事態宣言の趣旨に鑑みお断りさせていただきます。

7.顧客対応について

双方の感染予防の為、取引先との商談については、直接面談は避け、なるべく電話等の手段で対応させていただきます。ご理解、ご協力の程お願いいたします。

今回の弊社対応はあくまで現状の状況から判断したものです。

今後、政府の方針の見直しや状況に応じ対応が変わることも十分考えられます。弊社としては都度柔軟に対応してまいります。ご理解の程よろしくお願いいたします。